

平成 31 年度学習院父母会奨学金の願書受付について

【支給対象者】

- ・ 学習院に在学する学生(大学院生を除く)、生徒、児童及び園児で、在学中学費負担者である父母保証人の死亡等に起因し、家計が激変したことにより学費の支弁が困難と認められる者。原則として1家族1名。
- ・ 勉学熱心であると認められる者。
- ・ 父母会奨学金受給年度中は給付又は貸与の別にかかわらず他の奨学金を受給しない者。ただし、学業優秀者給付奨学金及び安倍能成記念教育基金奨学金並びに日本学生支援機構奨学金（貸与型・給付型）の受給は認める。
- ・ 原則として、各学校における最短修業年限での卒業が見込まれない者へは給付しない。ただし、特段の事情がある場合には、この限りでない。

【支給形態】 給付（年に1回4月に支給）

※父母会から学校法人学習院（会計課）へ直接振込み。

【金額】

- ・ 大学及び女子大学の学生…授業料・施設設備費相当額
 - ・ 高等科以下の生徒・児童・園児…授業料・維持費相当額
- ※入学金、在籍料および父母会費、輔仁会費等諸経費は対象としない。

【募集人員】 年15名以内

【給付期間】 学習院在学中1年間

【選考方法】 書類選考のうえ父母会長、父母会副会長が面接を行い決定する。

なお、面接は大学生・女子大学生は本人、高等科以下は父母保証人に対して行う。（日時は平成31年2月26日（火）午後を予定）

※大学の国際社会科学部国際社会科学科の学生、女子大学の国際文化交流学部英語コミュニケーション学科の学生は、面接日が留学期間と重なり本人が出席出来ない場合に限り、父母保証人の代理面接を認める。

【願書受付締切】平成 30 年 12 月 14 日（金）

【願書提出方法】以下の応募手続書類を学校長を経由して父母会へ提出する。

【応募手続書類】

(1) 奨学金願書（両面）

(2) 成績表の写し（ただし大学、女子大学 1 年生にあっては入学前の学校のもの）

（2 年生以上にあつては、G-Port「成績照会」画面の科目一覧、修得単位状況、GPA の全てのページを印刷したもの）

(3) 収入に関する証明書（生計を一にする家族全員分）

イ．給与所得者：平成 30 年分の源泉徴収票（勤務先が発行）

ロ．事業経営者：平成 29 年分の所得証明書（市区町村役場が発行）

ハ．年金受給者：年金支払通知等、年額のわかる書類の写し

ニ．退職金、雇用保険、一時所得（生命保険金）等の収入がある場合：それらの金額がわかる書類

(4) 奨学金受給を希望する事由区分に応じた必要書類

I．父母保証人の死亡：死亡診断書写し又は除籍謄本写し

II．その他家計の激変

i．学費負担者の勤務先の（又は経営する）会社の倒産・営業停止等の場合：
関係官庁・銀行等発行の当該倒産等の事実がわかる証明書

ii．父母の離婚の場合：戸籍謄本写し等

iii．天災・火災等の場合：罹災証明書、被災証明書等、災害にあったことがわかる証明書

(5) 高等科以下にあつては担任教諭の推薦書

以上